

令和7年瀬戸市議会9月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第55号議案	市有財産（土地）の売払いについて
担当課・係名	政策推進課 公共施設マネジメント係
1 議案提出の理由	市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	(1) 土地の所在 瀬戸市西茨町110番2、113番2、113番20 (2) 地 目 宅地及び雑種地 (3) 登記面積 14,406.01平方メートル (4) 売払方法 随意契約（先着順売払い） (5) 売払価額 350,000,000円 (6) 売払先 名古屋市東区泉一丁目13番36号 シー・クエンス株式会社
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	(1) 住宅用地として活用することにより、子育て世代の定住の促進を図ることができる。 (2) 位置図 

第 5 6 号議案	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例制定の理由	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための措置を講ずるに当たり、関係条例中所要の事項を整備するため。
2 条例制定の概要	(1) 主な内容 ア 瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正 育児時間の多様化に係る整備として、現行の「１日につき２時間を超えない範囲内」の部分休業を「第１号部分休業」、法改正により新たに措置された「１年につき人事院規則で定める時間（１０日相当）を超えない範囲内」の部分休業を「第２号部分休業」とし、職員がいずれかの形態を選択して部分休業の取得を可能とするもの。 イ 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、妊娠、出産等についての申出をした職員の意向に対する配慮及び３歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等を行うもの。 (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。
3 条例制定に係る根拠法令	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号） (2) 人事院規則１０－１１（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部を改正する人事院規則
4 条例制定に伴う影響、効果等	子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度に関する措置を講ずることができる。

第 5 7 号 議 案	瀬戸市旅費条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことに伴い、国との権衡を図る観点から条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 ア 宿泊に係る旅費について、宿泊費を都道府県ごとの上限付き実費支給とするとともに、宿泊手当を一夜当たり定額 2, 4 0 0 円を支給できるようにする。 イ 旅費に相当する金額を旅行代理店等の旅行役務提供者に直接支払うことを可能にする。 (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令	(1) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号） (2) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項 (3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項
4 条例改正に伴う影響、効果等	経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、適正な支出を図ることができる。

第 5 8 号 議 案	瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	地方公務員等共済組合法が施行された昭和 3 7 年 1 2 月 1 日前に退職した職員の遺族に対し、瀬戸市職員の退職年金等に関する条例により遺族年金の支給をしている。 支給の基となる恩給年額は国民年金の改定率により改定され、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正が令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことにより、恩給改定率等が改められ、遺族年金の最低保障額等が引き上げられたことから、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 令和 7 年度における恩給改定率が 1 . 0 2 7 から 1 . 0 4 7 に引き上げられたことから、遺族年金の最低保障額（年額）を「 8 1 3 , 4 0 0 円」から「 8 2 9 , 2 0 0 円」に改める。 (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）とし、所要の経過措置を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令	恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成 2 0 年政令第 1 2 0 号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	現在支給している遺族年金の最低保障額が、 1 5 , 8 0 0 円増額となる。

第 5 9 号 議 案	地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について				
担 当 課 ・ 係 名	人事課 人事給与係				
1 条例改正の理由	地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる改正が施行されたことに伴い、条例中所要の事項を改正するため。				
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 瀬戸市職員の退職手当に関する条例附則第 1 7 条中に引用している条項を次のとおり改める。 <table border="1"> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> <tr> <td>第 9 条 第 2 項</td><td>第 9 条 第 3 項</td></tr> </table> (2) 施行期日 公布の日	改正後	改正前	第 9 条 第 2 項	第 9 条 第 3 項
改正後	改正前				
第 9 条 第 2 項	第 9 条 第 3 項				
3 条例改正に係る根拠法令	地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）				
4 条例改正に伴う影響、効果等	条例の内容に変更は生じないため影響はない。				

第 6 0 号 議 案	瀬戸市地域交流センター条例の一部改正について
担当課・係名	コミュニティ推進課 コミュニティ係
1 条例改正の理由	現行の条例においては、附属設備及び備品の使用料が規定されていない。附属設備及び備品の使用に係る適正な費用負担を求めるため使用料を規定するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 地域交流センターの附属設備及び備品の使用料について、1 種類又は 1 品目につき、1 回当たり 1 0, 0 0 0 円以内で市長が定める額とする。 (2) 施行期日等 施行期日を公布の日とし、所需の経過措置を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2
4 条例改正に伴う影響、効果等	利用者に適正な費用負担を求めることにより、施設管理者は使用料収入を附属設備及び備品の維持・更新費用に充当することができ、持続可能な管理を図ることができる。

第 6 1 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について	
担当課・係名	市民課 市民係 税務課 市民税係	
1 条例改正の理由		
市民の利便性の向上を図る取り組みとして、マイナンバーカードを利用した自動交付サービスを推進するとともに、物価高騰の影響を受けている生活者の支援を目的として、自動交付サービスによる手数料を時限的に減額するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。		
2 条例改正の概要		
(1) 主な内容		
マイナンバーカードを利用した自動交付サービス（コンビニ交付）で各種証明書を取得する際の手数料を、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間、次のとおりとするもの。		
証明書の種類	自動交付サービスによる手数料	窓口での手数料
住民票の写し	200円	300円
印鑑登録証明書	200円	300円
戸籍全部（個人）事項証明書	350円	450円
戸籍の附票の写し	200円	300円
所得課税証明書	200円	300円
(2) 施行期日		
公布の日		
3 条例改正に係る根拠法令等		
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第4号		
4 条例改正に伴う影響、効果等		
マイナンバーカードを利用した自動交付サービスの周知、普及を促進することにより、自動交付サービスの利用増加が期待できるとともに、物価高騰の影響を受けている生活者の支援及び窓口の混雑緩和を図ることができる。		

第 6 2 号 議 案	瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部改正について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係 保育課 保育係
1 条例改正の理由 令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）において、「乳児等通園支援事業」及び「乳児等のための支援給付」（いわゆるこども誰でも通園制度）が創設され、令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、条例中所需の事項を改正するため。	
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 瀬戸市子ども・子育て会議の担回事務について、次のとおり追加する。 ア 特定乳児等通園支援事業の利用定員に関すること。 イ 乳児等通園支援事業の認可に関すること。 (2) 施行期日 公布の日	
3 条例改正に係る根拠法令 (1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 2 条第 1 項 (2) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 5 第 4 項	
4 条例改正に伴う影響、効果等 こども誰でも通園制度の実施に当たり、特定乳児等通園支援事業の利用定員に関すること及び乳児等通園支援事業の認可に関することの調査審議を瀬戸市子ども・子育て会議ができるようになる。	

第 6 3 号議案	瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
担当課・係名	保育課 保育係
1	条例制定の理由 令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）において、こども未来戦略（令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされた。 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、新たに「乳児等通園支援事業」及び「乳児等のための支援給付」（いわゆるこども誰でも通園制度）が創設され、令和 8 年 4 月 1 日からの実施に当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するため。
2	条例制定の概要 (1) 主な内容 ア 乳児等通園支援事業者に関して、一般原則、職員の一般的要件等を定めるもの イ 一般型乳児等通園支援事業に関して、設備、職員等の基準を定めるもの ウ 余裕活用型乳児等通園支援事業に関して、設備、職員等の基準を定めるもの (2) 施行期日 公布の日
3	条例制定に係る根拠法令 (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 6 (2) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）
4	条例制定に伴う影響、効果等 設備及び運営に関する基準を定めることにより、施設の安全性が確保され、事故やトラブルを未然に防ぐことができる。

第 6 4 号 議 案	瀬戸市立みつば小学校用備品一式の買入れについて
担当課・係名	教育政策課 施設係
1 議案提出の理由 みつば小学校用備品一式の買入れに当たり、議会の議決を求めるため。	
2 議案の概要 (1) 買入物件 みつば小学校用備品一式 (2) 品名及び件数 校長室椅子はじめ 4 8 件 (3) 買入価格 3 9 , 6 7 7 , 0 0 0 円 (4) 買入先 小牧市新町一丁目 4 0 番地 有限会社富田文溪堂	
3 議案提出に係る根拠法令 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号) 第 3 条	

第 6 5 号議案	瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の変更について
担当課・係名	瀬戸市立図書館
1	議案提出の理由 令和 6 年 1 2 月 2 0 日議会の議決を経て締結した瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の金額及び工期を変更し、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるため。
2	議案の概要 (1) 変更内容 ア 契約金額 変更前 3 0 5 , 4 7 0 , 0 0 0 円 変更後 3 0 9 , 8 7 6 , 6 0 0 円 増減額 4 , 4 0 6 , 6 0 0 円の増額 イ 工 期 変更前 令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで 変更後 令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 8 年 7 月 1 6 日まで (2) 変更理由 契約金額については、内装解体後に判明した欠損等の補修工事と、工事一時中止に伴う現場事務所のリース代等によるもの。 工期については、内装解体後に判明した不同沈下等の不具合確認調査を行うため、工事を中止していた期間により、当初の工期では完了が見込めないことによるもの。 <参考 工事概要> 工 事 場 所 瀬戸市東松山町 1 番地の 2 工 事 内 容 瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事 （鉄筋コンクリート造 2 階建て 1 , 5 7 9 . 1 平方メートル） 契約の相手方 瀬戸市共栄通 7 丁目 1 6 番地 沢田建設株式会社
3	議案提出に係る根拠法令 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条

第 6 6 号 議 案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要 市道路線について、塩草 4 0 号線を認定するもの	

第 6 7 号 議 案	瀬戸市下水道条例の一部改正について
担当課・係名	下水道課 施設係
1 条例改正の理由 令和 6 年能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなった。 このことを踏まえ、災害その他非常の場合において、排水設備工事が少しでも円滑に実施できるよう条例中所要の事項を改正するため。	
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 災害その他の非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等工事を行うことができることとする。 (2) 施行期日 公布の日	
3 条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項	
4 条例改正に伴う影響、効果等 改正により、本市が被災した場合における指定工事店の不足が解消され、迅速な復旧活動が可能となる。	

第 6 8 号 議 案	瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について
担当課・係名	水道課 給水係
1 条例改正の理由 令和 6 年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化した。これは、宅内配管工事を担う地元業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされている。 災害その他非常の場合において、宅内配管の早期復旧や被災地における給水装置工事の実施ができるよう条例中所要の事項を改正するため。	
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 災害その他の非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、給水装置等の新設等工事を行うことができることとする。 (2) 施行期日 公布の日	
3 条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項	
4 条例改正に伴う影響、効果等 改正により、本市が被災した場合における指定工事店の不足が解消され、迅速な復旧活動が可能となる。	

2 予算関係

- 第 69 号議案 令和 7 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 70 号議案 令和 7 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 71 号議案 令和 7 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 72 号議案 令和 7 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）

3 決算認定関係

- 認定第 1 号 令和 6 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 6 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 6 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 6 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定について

4 人事関係

同意第5号 瀬戸市教育長の任命について （教育部教育政策課）
瀬戸市教育長の任期満了（令和7年9月30日）に伴うもの

同意第6号 瀬戸市教育委員会委員の任命について （教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和7年9月30日）に伴うもの

同意第7号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について
（行政委員会事務局）
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和7年12月20日）
に伴うもの

同意第8号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について
（行政委員会事務局）
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和7年12月20日）
に伴うもの

5 報告関係

報告第10号 令和6年度瀬戸市健全化判断比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報
告するもの

報告第11号 令和6年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告につ
いて
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を報告するもの

報告第12号 令和6年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算について
地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するもの

報告第13号 令和6年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算について
地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告す
るもの

報告第 14 号 専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和 7 年 6 月 20 日	令和 7 年 3 月 31 日瀬戸特別支援学校駐車場において、教員が草刈作業中、隣地に駐車中の相手方小型乗用自動車のリアガラスに小石が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金 342,936 円を支払う。 (瀬戸市過失割合 100%)
2	令和 7 年 6 月 26 日	令和 7 年 4 月 18 日光陵中学校敷地内において、相手方小型乗用自動車がフェンスに接触し、当該フェンスが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金 192,500 円を支払う。 (相手方過失割合 100%)
3	令和 7 年 7 月 2 日	令和 7 年 6 月 5 日水野中学校敷地内において、用務員が草刈作業中、隣接する学校給食センター敷地内に駐車中の相手方小型乗用自動車の後部座席左側クォーターガラスに小石が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金 259,144 円を支払う。 (瀬戸市過失割合 100%)

報告第 15 号 放棄した債権の報告について

瀬戸市債権管理条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの

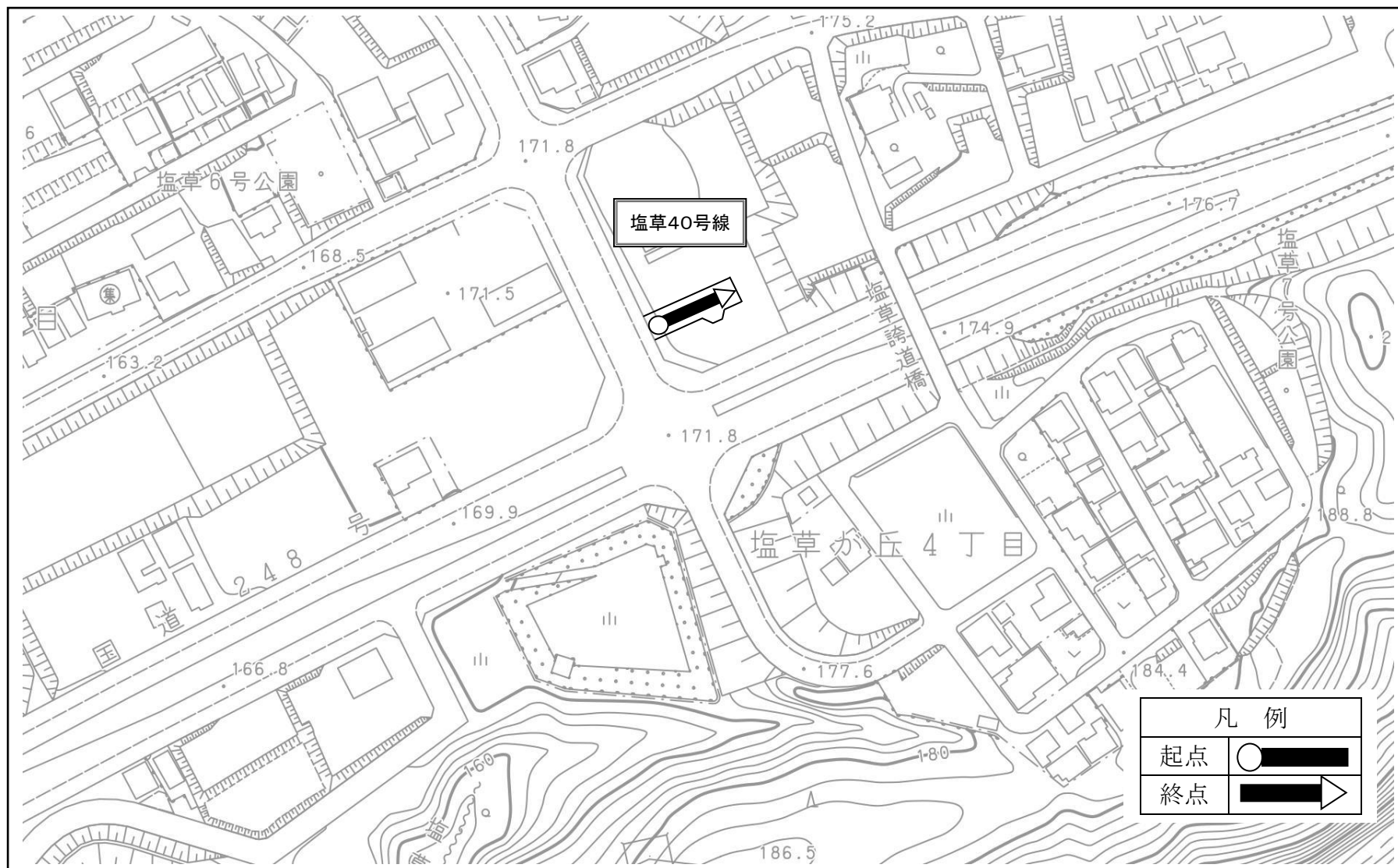
債権の名称	債権を放棄した日	放棄した債権の件数	金額
水道料金及び手数料	令和 7 年 3 月 31 日	501 件	1,454,092 円
一般廃棄物（し尿） 処理手数料	令和 7 年 3 月 31 日	3 件	4,275 円

6 提出関係

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類を提出するもの

- (1) 令和6年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (2) 令和6年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (3) 令和6年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- (4) 令和6年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

認定路線図



令和7年度 9月補正予算（案）概要

1 予算概要

予 算 概 要										(単位：千円)	
	当 初 A	3月補正 (追加) B	6月補正 C	6月補正 (追加) D	9月補正 E	E の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E	対前年同期比
						国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	49,660,000	▲ 511,322	175,221	11,260	2,206,519	278,288	634,400	① ▲ 101,451	② 1,395,282	51,541,678	105.5%
特 別 会 計	26,521,000				58,759				58,759	26,579,759	105.1%
国民健康保険事業	11,576,000				3,508				3,508	11,579,508	101.1%
介護保険事業	11,746,000				55,251				55,251	11,801,251	105.5%
企 業 会 計	10,938,417	▲ 113,600	2,950		▲ 23,608				▲ 23,608	10,804,159	115.0%
水 道 事 業	4,330,816				▲ 23,608				▲ 23,608	4,307,208	113.9%
下 水 道 事 業	6,607,601	▲ 113,600	2,950							6,496,951	115.7%
合 計	87,119,417	▲ 624,922	178,171	11,260	2,241,670	278,288	634,400	▲ 101,451	1,430,433	88,925,596	106.4%

①「その他」の説明

・使用料及び手数料 ▲ 2,851

・財産収入 10,000

・繰入金 ▲ 108,600

②「一般財源」の説明

・財産収入 350,000

・繰入金 275,086

・繰越金 770,196

2 一般会計

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連

(単位：千円)							
区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	一般管理（所得課税証明書コンビニ交付手数料）	192	164			28	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしを支援するため、コンビニ等に設置された多機能端末にて各種証明書を発行する手数料の減額に係る費用を追加するもの。
	個人番号カード活用	3,975	3,517			458	
衛 生 費	公立陶生病院組合負担金	403,100	49,236			353,864	エネルギー・医療材料価格等の物価高騰の影響を受けている公立陶生病院の運営を支援するため、公立陶生病院組合への負担金を増額するもの。

(2) その他の主な内容

(単位：千円)							
区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	一般管理（全国瞬時警報システム受信機更新）	2,262		2,200		62	国で実施されるシステム更改に対応して機能改善を図り、災害情報の伝達を確実に推進するため、新型受信機へ更新するもの。
民 生 費	乳児等通園支援施設整備補助金	18,621	16,552			2,069	子ども・子育て支援法に基づき令和8年度から全国で実施される「こども誰でも通園制度」に対応するため、国庫補助金を受け、民間保育所が行う施設整備費の一部を補助するもの。
衛 生 費	公立陶生病院組合負担金	333,900				333,900	公立陶生病院の安定的な運営を支援するため、公立陶生病院組合への負担金を増額するもの。
土 木 費	道路維持管理（北丘住宅5号線道路擁壁補強工事分）	104,600		104,600			災害の発生を予防するため、擁壁補強工事に係る費用を追加するもの。
	交通安全施設等設置（カーブミラー修繕分）	10,000				10,000	通行者の安全確保及び交通の利便性向上のため、老朽化したカーブミラーを修繕するもの。
	河川維持	58,000		58,000			災害の発生を予防するため、護岸整備工事及び浚渫工事に係る費用を追加するもの。
教 育 費	小学校施設管理（公立学校大型提示装置更新分）	117,305		93,200		24,105	GIGAスクール構想の第2期を見据え、ICT環境整備をさらに進めていくため、デジタル活用推進事業債を活用し大型提示装置を更新するもの。
	中学校施設管理（公立学校大型提示装置更新分）	52,241		41,500		10,741	
	特別支援学校施設管理（公立学校大型提示装置更新分）	3,800		3,000		800	
	小学校施設整備	331,969		331,900		69	災害時の児童の安全を確保するため、土砂災害防止対策工事に係る費用を追加するもの。
	野外活動センター施設管理	18,132			16,000	2,132	野外活動センター管理棟の雨漏りに対応するため、屋上防水工事及び天井改修工事に係る費用を追加するもの。

- (3) 繰越明許費の変更及び追加
小学校施設整備事業、萩殿春雨線整備事業、道路維持管理事業、中水野駅地区区画整理事業
- (4) 債務負担行為の追加
特別支援学校調理業務委託
- (5) 地方債の変更及び追加
道路維持管理、河川維持、幡山東小学校法面保護、全国瞬時警報システム受信機更新、公立学校大型提示装置更新

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
令和6年度の国庫支出金の精算による返還金の補正を行うもの。
- (2) 介護保険事業特別会計
令和6年度の国庫支出金等の精算による返還金及び介護保険給付準備基金積立金等の補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 水道事業会計
蛇ヶ洞浄水場等電気設備更新工事PPP/PFI導入可能性調査業務委託に係る債務負担行為の追加を行うもの。

令和6年度 会計別決算状況

(単位：円)

会 計 名			歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳 入 歳 出 差 引 額	翌 年 度 へ 繰り越すべ き 財 源	実質収支額
一 般 会 計			52,261,680,324	49,442,390,835	2,819,289,489	623,922,879	2,195,366,610
特 別 会 計		国 民 健 康 保 険 計 事 業 特 別 会 計	11,154,146,678	10,621,112,598	533,034,080	0	533,034,080
		春 雨 墓 苑 事 業 計 特 別 会 計	22,982,451	22,982,451	0	0	0
		介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計	11,823,798,223	11,785,586,588	38,211,635	0	38,211,635
		後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 計	2,721,703,143	2,710,043,593	11,659,550	0	11,659,550
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	収 益 的 収 入 及 び 支 出	2,759,704,537	2,520,773,753	—	—	—
		資 本 的 収 入 及 び 支 出	148,727,700	1,234,206,972	—	—	—
	下 水 道 事 業 会 計	収 益 的 収 入 及 び 支 出	2,290,042,144	2,153,784,599	—	—	—
		資 本 的 収 入 及 び 支 出	2,237,249,183	2,656,271,022	—	—	—

行政委員会委員名簿

令和7年7月1日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
大脇 忠	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
安井 友香	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
鈴木 紹陶武	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30
加藤 千恵	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
市野 眞知子	R5. 1. 22	R5. 1. 22	R8. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
浅田 正巳	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 20	R8. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 21	R7. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
長谷川 利忠	R7. 7. 1	R7. 7. 1	R11. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
宮藺 伸仁	R7. 5. 9	R7. 5. 9	R9. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和7年7月1日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
寺田 康孝	R6. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 光昭	H29. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R5. 10. 1	R8. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
大津 菊江	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
高堰 美知雄	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
森 重憲	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
竹川 典子	R7. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31

副市長（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

教育長（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和7年7月1日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく瀬戸市の健全化判断比率等の報告（概要）

1 令和6年度瀬戸市健全化判断比率の報告について（第10号）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	内容
実質赤字比率	—	11.95%	20.00%	標準財政規模に対して、一般会計等の当該年度の赤字額が占める割合
連結実質赤字比率	—	16.95%	30.00%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計の当該年度の赤字額が占める割合
実質公債費比率	1.7%	25.0%	35.0%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合が支出した公債費が占める割合
将来負担比率	—	350.0%		標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等の負債が占める割合

2 令和6年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について（第11号）

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	内容
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%	公営企業ごとの事業規模に対して、資金不足額が占める割合
	下水道事業会計	—		

令和 6 年 度 瀬 戸 市 一 般 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
10 教育費	2 小 学 校 費	水 野 小 学 校 長 寿 命 化 改 良 事 業	5	円 353,447,000	円 101,829,000	円 175,200,000	円 68,000,000	円 8,418,000	円 353,446,539	円 102,269,000	円 174,800,000	円 68,000,000	円 8,377,539	円 461	円 ▲ 440,000	円 400,000	円 0	円 40,461
			6	399,253,000	94,528,000	167,600,000	123,000,000	14,125,000	397,106,561	93,513,000	160,800,000	128,000,000	14,793,561	2,146,439	1,015,000	6,800,000	▲ 5,000,000	▲ 668,561
			計	752,700,000	196,357,000	342,800,000	191,000,000	22,543,000	750,553,100	195,782,000	335,600,000	196,000,000	23,171,100	2,146,900	575,000	7,200,000	▲ 5,000,000	▲ 628,100
		幡 山 東 小 学 校 長 寿 命 化 改 良 事 業	5	317,112,000	84,117,000	144,700,000	79,000,000	9,295,000	317,111,095	84,478,000	144,400,000	79,000,000	9,233,095	905	▲ 361,000	300,000	0	61,905
			6	474,088,000	100,567,000	178,300,000	175,000,000	20,221,000	471,290,463	99,220,000	170,600,000	182,000,000	19,470,463	2,797,537	1,347,000	7,700,000	▲ 7,000,000	750,537
			計	791,200,000	184,684,000	323,000,000	254,000,000	29,516,000	788,401,558	183,698,000	315,000,000	261,000,000	28,703,558	2,798,442	986,000	8,000,000	▲ 7,000,000	812,442

令和6年度瀬戸市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画		実 績		比 較	
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳	年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳
					損益勘定留保資金		損益勘定留保資金		負 担 金
1	1	資本的支出 建設改良費 菱野団地 配水区 更新事業	4	円 0	円	円 0	円	円 0	円
			5	120,969,200	120,969,200	120,969,200	120,969,200	0	
			6	289,030,800	289,030,800	214,935,600	214,935,600	74,095,200	74,095,200
			計	410,000,000	410,000,000	335,904,800	335,904,800	74,095,200	74,095,200